

山梨県環境保全審議会廃棄物部会（第1回）議事録

- 1 日時 令和7年9月10日（水）14:00～16:35
- 2 場所 山梨県庁防災新館 407・408会議室
- 3 出席者（敬称略）
（委員）森一博 岸いず美 長池伸子 伊藤智基 古家滋子 反田成樹 計6名出席
（事務局）中川環境整備課長 栞原総括課長補佐 加藤課長補佐 石井課長補佐 窪沢課長補佐 計画担当（3人）産業廃棄物担当（2人）
- 4 傍聴者等の数 0名
- 5 会議次第
 - （1）開会
 - （2）開会あいさつ
 - （3）廃棄物部会長あいさつ
 - （4）議事
- 6 会議に付した議題
 - ・第5次山梨県廃棄物総合計画策定にあたる論点整理【公開】
 - （1）第5次山梨県廃棄物総合計画の策定について（資料1）
 - （2）廃棄物処理の現状と今後の取り組むべき方向性について（資料2）
 - （3）同計画の基本方針について（資料3）
 - （4）同計画の目標設定について（資料4）
- 7 議事の概要
 - （1）第5次山梨県廃棄物総合計画の策定について
 - ＜加藤補佐＞
 - 資料1を説明。
 - ⇒意見なし。
 - （2）廃棄物処理の現状と今後の取り組むべき方向性について
 - ＜加藤補佐＞
 - 資料2（廃棄物処理の現状と今後の取り組むべき方向性についてP1～P8 一般廃棄物説明）

（部会長）

資源物を店頭回収している部分が統計データに入っていないというお話がございました。これについてはやはり重要だと思いますが、この部分がそう大きくないのであれば良いかと思うのですがある程度の意味が持つのであれば、個々のデータを加味される可能性は難しいのでしょうか。

（事務局）

国の統計方法も全国的に同じように含んでいないので入れるのは難しい状況です。ただ、県内のコンビニやスーパーの一部から回収データを頂いており、参考ではありますが数値の方を県で控えるようにしております。

（部会長）

値自体は、概ね把握できているということですか。

(事務局)

今年度はこれから調べていく予定です。

(部会長)

また資源化のところで、私ども一般生活の市民としての立場で見ると、有価物回収と資源回収と両方がもちろんあって自治体が運営する有価物回収が先ほどのデータで30%以上悪化していて、各自治会での回収が減少してきてはいます。

全体としての資源ごみの回収においては減少傾向であって、特に自治会の活動は高齢化が進み資源の種類によっては回収が難しくなっている現状もあると思います。

手薄になる部分が資源ごみの回収で、対応できていて仕組みとして特に地域のごみの回収において問題が生じているわけではないということですか。

(事務局)

集団回収量が36.3%、資料の2の①で説明したとおり減っています。感覚としましてはスーパーやコンビニ等で資源である缶やビン、ペットボトルの回収がありますので、そちらが減ったから捨てるところが少なくなって直ちに困っている状況ではないと考えています。

(委員)

平成30年と令和5年が記載されているが、第5次では令和5年度基準とするということでしょうか。

(事務局)

そうです。

(委員)

令和5年度は他の年度と比較して特に多かったり少なかったりあったのでしょうか。平成30年以降の他年度は見なくても良いのかと思ひまして。

(事務局)

4ページの折れ線グラフで、年度ごとの市町村の方から報告が上がっているものを集計しています。総排出量の減少傾向や生活系ごみ、事業系ごみはコロナ禍があった関係だと思いますが少し折れ線的なものになっていますが、令和5年度が特別大きな要因があったという状況ではありません。

(委員)

令和5年を基準年にした意味については説明があるのでしょうか。

(事務局)

令和5年につきましては現在分かっている最新の数値となります。一番新しい数値に合わせて作成しています。

(委員)

令和6年の数値はまだわからないということですか。集計ができていないという認識でよろしいでしょうか。

(事務局)

令和6年度は現在調査中のため全部の数字が集計されていない状況です。

(委員)

年次目標値は参考資料のところで整合性がどこかに即して策定しているのか。国の廃棄物減量化計画の基本方針からするとこういう目標値になるというものか。それとも、県の方で独自に決めているのか。決めているなら何か根拠があつてのことなのかを教えてください。

(事務局)

第4次計画の令和7年度の目標値についての質問ということで良いですか。年次目標をグラフでいうと青色の年次目標の値を決めている根拠ということですよ。

国が基本方針というのをを出しておりまして、加えて県の特殊事情等を考慮する中で設定をしているという状況です。

(委員)

国が示しているから実現可能だと思って設定しているわけではないということですか。

(事務局)

特におっしゃっているのが再生利用率のところだと思います。中々年次目標に達成しないばかりか差が開いていくという状況であり、ここは一番大きな課題と認識しております。

次期計画に向けて、同計画の目標値のところでまたご議論いただければと思います。

(委員)

6ページ目の今後の方向性ですが、これは県で考えているのか他の計画の整合性に即して策定しているものか、どのように作成しているのか教えてください。

(事務局)

他の計画を参考にしながら県の方で独自に作成しております。

(委員)

第五次については、この基本方針で今後取り組むべき方向性で策定されるということですか。

(事務局)

ここにつきましては委員の皆様方から、こういったことを入れたほうがいいのではないかということがあれば是非ご協力をお願いいたします。このあと目標設定の議題の際にご説明をさせていただきます。

(委員)

ちょっと質問といいますか感じたことをお伝えさせていただきます。資源物を店頭回収のデータは県の方でなんとなく把握はされているが、ここに載せるってことが難しいっていう事情は確かにあると思います。

一方で暮らしの中で、コンビニ以外でもホームセンター等いろんなところで資源物を回収している。この表の把握が自治会さんに回収されたデータが集まって、グラフに載っかってるという認識だとするとその減ってる要因が県の皆さんの啓発活動の結果であると「うーん」と思ってしまう。

そこがその減っているものが単純にデータの対象外になっている動きが影響しているのではないかなと思ってしまうというところがあります。

特に、コンビニではペットボトルとかコロナ禍前でも県外ではペットだとかそういったものはポイントがついて、買い物しやすいとなるとわざわざ自治体の決まったルールの中で回収するより、はるかに身近なコンビニやホームセンターに出すという生活スタイルに変化してきている。

若い世代は自治体のルールにのっとって決まった場所に出しに行くっていう人より、身近なイオンとかに出しに行くっていうのが非常に多いと思う。

やっぱり対象外っていうのは国が定めて、分けてはいるってことですがせっかく出されているとことで、その議論が何かそういったものによって引っ張られてはいませんと県の姿勢が見せられるならば、そこは何か加味された何かが表現されると山梨県としても推進されている成果だということ強く表現できるのではないかと思います。

日常の暮らしが変化していて、ごみをどこに出すっていうのがすごく変化してきているのでそれを感じたということが、感想の一つです。

2023年をどう考えるかという話があった。コロナが第五類に変化して活動が緩和されたということはあるにして、個人レベルではすごく動きやすくなったと思う一方でイベントや大きな企業の動きはまだまだコロナの影響を受けていた年であった。制限や制約がある年度であることからまだ一部そのような見方もあった方が良く思っています。

どうしても令和8年度からの計画の基準年っていうことでもあるので、これがなかったらもうちょっと上であると思ってしまう。

その要因を含んで表現するのか、そこを引いても大丈夫と言っていただけるならそこを理解したいというふうに思った次第です。

あともう1点、先ほどの6ページの最後の取り組むべき方向性っていうところの四角の囲われているところです。この一世帯あたりの人数が少ない世帯は確かにごみの総量は2人3人暮らしてるよりかは単純に1人での量になるので多くなってしまうという考えは、一般的ではあるんですけども、今現在も若い世代って情報がSNSやネットから、上の世代のまだ若い高齢者の人もLINEを使用している。自治体の情報をSNS等をみながら行動をしているので、個人的には県の情報をより県民の身近なツールであるSNSに特化をしていただければ、もっとごみの量が減るのではないかなと思う。

毎年県が実施するいろんなイベント時に紙の案内が多く届いてしまう。それも直前すぎると、どなたにもご案内もできないのが現状である。その見直しを県として強化していただき、情報をSNSで見れるような本当にかみ砕いてわかりやすくなるようなご案内があるといいと思います。

現在どうしても県の情報を調べるとなると、結局開いて開いてPDFってなるとスマホでは諦めてしまう。

私たちの組織の中ではご案内する時はフェイスブックやインスタをいつも使用している。若い人達には、LINEやYouTube、TikTok等本当に短時間でわかりやすく、響くので一番分かりやすいと思う。

ゴミもポジティブってポップな感じで、若い世代にも繋がると結果として若い人たちもやっていくといずれその人たちが家庭持った際に、何か定着するような促進を強化していただければと感じました。

(事務局)

1つ目のご質問の店頭回収の部分ですが、市町村を通して集めたごみの集計になることから仕組み上入らないってことはご理解いただけたと思います。毎年度調査にご協力いただけたところにはご回答いただく形で店舗での回収量について調査しておりますが、全数の把握までは当然出来ていません。しかし、協力しているところで集計すると、令和5年は再生利用率が1.1ポイント上がるぐらいの回収が店頭でされています。ただ、その店頭回収に再生利用率が下がってきているものが全て回っているということではないですし、全量把握できていないので不明ですがそのような状況でございます。

広報の仕方については、課題は多々あり県でもいろいろなSNSを通して広報を実施しております。市町村が一般廃棄物の分別収集の広報をすることになり、市町村も大分工夫は見られますがまだまだ課題が多いと思います。県民の皆さんのご意見を反映しながら、分かってもらえることから始めなければならないと思うので、そこを市町村の方で情報共有や勉強したりして少しでも進めていければと考えております。

(委員)

1.1 ポイントが上がるというのは、どのように理解したら良いか。

(事務局)

資料 5 ページに再生利用率のグラフがありますが、令和 5 年度で見ると 1.1 ポイントあがるので 16.7%になるということです。店頭回収によって資源化されてる量は、無視できない量だとは思いますが。

(委員)

ありがとうございます。

(部会長)

県の方でも把握されてる数値でそれを把握されてる値との規模感で見ると、やや増加することは可能である。例えば、5 ページの右上にある図の目標の青いラインと赤いラインの差の部分の説明の、非常に多くをその部分が占めてるとはどうもいえないというイメージですね。

先ほど参考資料 2 を含めて、丁寧にご説明いただいたのはこの青と赤の差の部分に関して、少なくとも山梨県の事例でしたでしょうか。再生利用の部分で紙の利用のところが非常に大きいという話で、その紙の利用そのものが大きく削減されてきている。新聞も含めてとなるとと思いますが。率にしてしまうと数値が、目標値そのものの意味づけが少し現状においてはどうかという部分が説明いただけたというふうに個人的には理解したんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。そのようになります。

<石井補佐>

資料 2 (廃棄物処理の現状と今後の取り組むべき方向性について P 9～P 13 産業廃棄物説明)

(事務局)

資料の訂正をお願いいたします。12 ページの②の再生利用率の向上の本文中の 1 行目最後の、各年度とも目標値を達成したとありますが、令和 5 年度は目標値を達成したということで修正をさせていただきます。以上です。

(部会長)

12 ページ②の文章の 1 行目、「各年度とも」のところが「R5 年度は」への修正ですね。ただいま事務局より産業廃棄物処理の現状と今後取り組むべき方向性についての産業廃棄物に関する説明がございました。委員の皆様ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(委員)

12 ページ目の一番上の集計方法についてです。本調査の 5 年に 1 度の実態調査結果をもとにと記

載されていますが、平成 30 年度と令和 5 年は実績値でそれ以外は推計値ということか。それとも各年度ごとに調査を実施しているのか。

（事務局）

各 5 年ごとに実態調査を実施しています。これは各事業者に調査書を送付し、結果をアンケート調査で出してもらっています。平成 30 年と令和 5 年度に同調査を実施し、それ以外の年である令和 2 年から令和 4 年度については平成 30 年度の実態調査の数値を基に、各年の経済指標を用いて完全なる推計ではないですが原単位として算出しています。

（委員）

その間の年度調査っていうのは、事業者直接調査したわけじゃないということですか。

（事務局）

そのとおりです。事業者直接調査したわけではないです。

（委員）

12 ページ目の赤色の実績値のグラフですが、上下していると思います。平成 30 年と令和 5 年が実績値だと思いますが、この間のグラフの条件っていうのは推定だけで分かるものなんでしょうか。

（事務局）

社会指標等その年の指標がありますのでそれを計算して、割り出した値になります。平成 30 年度で調査をした時に、産業廃棄物の全部の業者さんの調査っていうのはできないので、一定数の業者さんを選んで調査をしています。

その業者さんの生産量、製造業で言えば生産量、建設業で言えば工事の完成高に対してどれだけ廃棄物が出てたというものを算出して、実際にその年に生産されたものをかけて割り戻して全体の排出量を出すという作業を平成 30 年度にしています。

それぞれリストで原単位として、製造業者さんが 1 つの売上に対してどれだけごみが出ると単位を作ります。その単位に対して、経済指標や経済の上向き等基本的に産業廃棄物は経済に左右されて発生量が変わることからその指標だけを動かして間は推計をしているというものになります。

調査自体が全ての事業者さんだと割と大規模な調査になるので、その間は推計としています。ただ 5 年ぐらい経つと社会情勢変わってきますので、原単位を見直すということで 5 年に 1 回調査を行っているという状況です。

（委員）

赤で実績値って書いてあるけど、実際は推計値と読んだ方が良いということですね。

(事務局)

はい。そのとおりです。

(部会長)

今の排出量の推定方法というのは、本県独自のものではなくて、一般的によく使われる手法と考えてよろしいですか。

(事務局)

他県でも同じようにやっています。一般廃棄物は市町村が処理をするので全量が把握できますが産業廃棄物を出す人は、事業活動をしていればある程度出てくる部分がございますので、同じように国が決めた指標や方法に基づいて実施しているという状況です。

(部会長)

再生利用率が例えば 10 ページの表で見ますと、平成 30 年と令和 5 年度で、再生利用率の増減が非常に大きく増えたりしています。これは県内の産業の活動の実態が少し増えているものを例えば紙くずやガラコン等が出るような活動が非常に活発になり、その年度の特徴ということよろしいですか。

(事務局)

そうです。おっしゃる通りです。

(部会長)

そういった意味でこの産業廃棄物の状態というのは、産業活動によって非常に年度によっても大きく変わる。一般廃棄物に比べると少し変化が大きいということですね。

(事務局)

そうなります。

(委員)

一定数の事業所をピックアップして、指標としているという話がありましたが、どれぐらいの事業所さんが対象なんでしょうか。

(事務局)

全体的で 1 万 2129 業者を対象としています。代表的なところで、建設業は 4200 事業所、製造業は 4106 事業所、サービス業が 693 事業所となります。これらが対象事業所で、そのうち全体で約 2500 位を抽出してアンケートを実施しています。

全体の抽出率でいうと 20%位にはなるのですが、業種によっては全量をやったり比較的抽出するときの条件で製造量が多い、建設業の量が多いところは全体に抽出をしているという状況です。

最終的に割り戻した中の捕捉率として、アンケートで返ってきたものと出たものの結果の捕捉率でいくと 80%ぐらいは実際に調査の中で補足をしているという状況です。アンケートの送付が大体 2500 の事業所に送っているという状況です。

(委員)

2500 の事業所が県のデータ把握のために協力いただいているという理解でよろしいですか。

(事務局)

送っていますが実際に回収できてるのが 1500 ぐらいとなります。2500 の事業所を抽出して 2500 の事業者を対象として送っているのですが、アンケートなので報告義務ってことではないのでご協力いただいているところが 1500 程度になります。

(委員)

平成 30 年度と令和 5 年ではその事業所さんが一緒というわけではない。モニタリングみたいな感じですか。

(事務局)

基本的には任意の抽出なので、必ずしも一致するものではないですが、やはり一定規模以上大きいところは影響が大きいので、全量抽出したりしてるのでそこまで大きく変わってることはありません。ただずっと同じ業者さんをやってると全体が把握できないため、一定規模以下のものについては任意抽出という形で、業者さんを選んで抽出しています。

(委員)

減少している主な原因って枠の中に、その一部の事業所においてっていうのがちょっと含まれているのが、この県のデータを把握するのに影響する企業さんがいるというふうに見受けられたんです。そうではなく今抽出したら、1500 と答えていただいた事業所さんの変化が影響しているという見方でよいですか。

(事務局)

その要因分析のところについては、ちょう鉱業の事業者さんでっていうことが書いてあるかと思うんですが、鉱業については基本的にほぼ全数に近く抽出をしています。回答があった中で、大分量が減ってる事業者さんがいたので、個別に調査したところそういうことがあったので、それが要因の 1 つではないかということで書かせていただいています。

(委員)

鉱業の分野の影響というわけではないってことですか。

(事務局)

そこが要因で影響しました。鉱業の排出量についてはそれが影響したんのではないかということで推測するということで書いております。

(委員)

③番もアンケートの抽出の仕組みによって先の最終処分量の増加してる主な原因は一部のインフラ工事におけるということによろしいのか。

(事務局)

個別にいただいたデータを見ると、すごく増えてるなというところの業者さんに確認をしていくと今ちょうど山梨県内で大規模なインフラ工事をしているっていう状況もございます。

そういった工事の種類によっては特殊要因ですとか、アスベスト対策って書いてあるんですが、過去に建てて使った建物が壊される時期になってくると、アスベストについては再生利用できないのでどうしても最終処分に回るといった状況があると思います。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

9 ページ②の業種別排出量のところで、農業が 14%減少していますが、製造業等は経済状況によってかなり違いがあると思いますがこの農業のところが減少している要因は何かあるのですか。

(事務局)

農業は動物のふん尿がほとんどですので、農家さんと畜産の頭数が年々減少したことが要因だと考えられます。

(委員)

頭数が減って減少してるということは、農家の数も減っているということですか。

(事務局)

農家の数も減っています。要因としては肥料の高騰や円高など経済的な理由により減少していることが要因だと考えられます。

(委員)

最終処分量や再生利用量について、これはアンケートをとった事業者さんから教えていただいた数値になるのでしょうか。それとも私たちのような処理業者さんの最終処分の値が入っているのかどうかというところを教えてもらいたいです。

(事務局)

それぞれの業者さんで、どのぐらい排出して、それをどのぐらい再生利用をしたのか、そういう項目がありますのでそれを書いていただいたものを確認している状況です。

(委員)

あくまでもアンケートを取った排出業者さんからのご報告の内容ということですね。

(事務局)

そのとおりです。先ほど言った通り全部の事業者ではないので、それを経済指標とかそういったものを加味する中でこの割合を出しています。

(委員)

なかなか100%リサイクルをしてますよっていうのがちょっと難しい部分もあると思いますので、そこを排出業者さんから聞いたのかなというところをちょっと聞きたかったので聞かしてもらいました。

(部会長)

先ほど一般廃棄物の方で、私最後少し抜かしたかもしれませんが、委員からございました情報でわかりやすく丁寧な提供という部分に関しましてもこれについても、これ一般廃棄物だけではなく産業廃棄物もそうだと思うんです。どうぞ、お忘れなきようよろしくお願いいたします。

<窪沢補佐>

資料2（廃棄物処理の現状と今後の取り組むべき方向性について P14 廃棄物不法投棄説明）

(委員)

一般廃棄物と産業廃棄物についてそれぞれ報告いただきましたけど、これは廃棄物処理法上の定義とはちょっと違うってことですかね。家庭から出るのと産業系から出るっていう程度の部分なんですかね。事業系一般廃棄物ってどっちなんだとか。

(事務局)

基本的には廃棄物処理法に基づいて良いかと思います。現場で見てそれが一般廃棄物なのか産業廃棄物なのかっていうのは、現場の監視員さんたちの判断によるところもあると思われます。

(委員)

不明ってということもあり得ますか。

(事務局)

廃棄物処理法上の規定といたしましては、まず産業廃棄物っていうのを法律の中で規定しております。約 20 種類ぐらいあります。その中で例えば木くずとか、がれきとかいろいろありますが、発生する業種を指定して産業廃棄物としています

例えば、木くずとかであれば製材屋さんとかですね。あと家具を作ってるところとか、そういったところの業種を指定して産業廃棄物として、その業種に該当しない場合は一般廃棄物としていたりします。プラスチックのように一般家庭から出るものは一般廃棄物ですけども、事業系から出るものは業種を問わず、産業廃棄物となっているものもあります。

先ほど申しましたように、見た目だけではわかりにくいというところがありますので、ここでの集計は先ほどの監視員が見つけたものの集計でということにはなっております。

(委員)

もうちょっと根本的な資料 2 の話なんですが、資料 2 の 1 ページ目は一般廃棄物（ごみ）と載っているが、これは事業系一般廃棄物は含んでいないわけですか。

(事務局)

一般廃棄物は事業系も含まれています。見ていただくと、生活系ごみ、事業系ごみということで、1 ページ目の最初のところでごみ搬入量ところで分かれてきてますので事業系も全て含んだ状態で、法律にある定義通りに一般廃棄物は一般廃棄物、事業系も含めています。

(委員)

事業系一般廃棄物って処理責任は事業者だから、市町村の量だけ集計していても出てこないのではと思ったのですが。

(事務局)

原則事業者さんなんですが、焼却となるとなかなか自分で焼却できる状況ではないです。灰が出てくるので最終処分っていつてもできないので、基本的には市町村が立てた廃棄物処理計画に従って事業者さんもおみ処理費用の負担は当然していますが、事業系で出るごみも基本的には市町村の処理場に持ち込まれて費用を払った上で処理をしてるということで、この中で基本的には把握できています。

(委員)

一般廃棄物及び産業廃棄物は、廃棄物処理法の定義を引いて考えていることについて了承しまし

た。

(部会長)

不法投棄の件数なんですが、これは監視員さんが確認されたものがほとんどなのか或いは一般の方からの連絡を受けてというのも結構多いんでしょうか。

(事務局)

ここに掲載されている実績数というのは、各林務環境事務所単位で集計したものをまとめた資料となります。監視員さんが確認したものがあれば、一般の方から情報提供がありそれに基づいて監視員が確認したのものも含まれておりますので、広く各環境事務所で確認できたものと考えいただければと思います。

(部会長)

ありがとうございます。

(委員)

日常からちょっと遠い問題ではありますけど、すごく大事な問題でありますので、県民の人が今みたいに、山に行ったり、例えば川に遊び行ったりとかいう時に見つけたらどうしたらいいのってそもそも思うんです。見つけた場合はこうしてとか、よく子供さんが例えば虐待になっているとか、ヤングケアラーで苦しんでいるご家庭を見つけたらどこに連絡するっていうのはすごくアナウンスがされている。

何々にかけるんだというのはもう学校も含め身近になっているけれども、不法投棄があった場合はまず県民がどういうアクションやアプローチがあるのか基本的なところを教えてください。

(事務局)

不法投棄されてるものですが、行政の方では大規模な不法投棄には対応いたしますけれども、ポイ捨てレベルのものはちょっと対応できないということになります。

その大規模な不法投棄、産業廃棄物が捨てられているような現場があった場合はまず、現行犯で見つけたら警察への通報になると思います。そうではなくて、捨てられてる状態で見つけたら林務環境事務所や私ども環境整備課にご連絡をいただきたいと思いますと考えております。

その不法投棄の通報ツールというものも、私たちホームページ、SNS上に設けていますので、広報が少なく、周知のほうはまだ十分でないのかなとは思いますが、いろいろメールであるとかも含めて通報をいただければと思います。

その後、確認をした上で指導対象であれば、指導となります。最終的には、私たちが撤去はできませんので行為者がいれば行為者に指導し、行為者がわからなければ最終的には土地の管理者さん

と話をさせていただくような場面もあるかと思います。そこはまたケースバイケースにはなります。

（委員）

連絡先がどこかっていうのが、ワンアクションで連絡先が分かると良いってのがまず一点。それが県のホームページに載ってるんだってこと自体もそもそも知らない。そこについて何かわかりやすくアナウンスをしていただきたい。

やはり山梨の豊かな自然が、県外や海外からもお見えになっている中で、できるだけそこが何か県民を含めて力になれるといいなと思いました。また、監視ウィークとか、処理月間についてそもそも初めて知ったので、いつ行っているのかを教えてください。

（事務局）

監視ウィークは5月30日から6月5日までを毎年監視ウィークとしています。処理月間の方は10月となります。10月の1ヶ月間をかけていろんなパトロールの強化や他の都道府県を含めて広域的な廃棄物の不法投棄対策を実施しています。その他、空から警察と一緒にヘリコプターでの廃棄物の監視等いろんなことを実施しております。

（委員）

わかりました。最初の1行目にあった峡南林務事務所内における大規模事案というのは聞いても良いことなのでしょうか。

（事務局）

峡南管内の大規模な事案ということなのですが、これも報道がされているものなので、富士川の支川に雨畑川という川がございまして、そちらの方に、汚泥が大量に捨てられたということがこの年度に発見されたという状況でございます。

（委員）

近年バーベキューの問題をよく耳にするんですが、山梨県は河川や自然に恵まれていてそういう場所ではいけないけど、バーベキューをしてバーベキューのものを不法投棄していくっていう事案について分かっているのであれば県内の状況はどうなのか教えていただければと思います。

（事務局）

一般廃棄物の中にカウントされてくると思いますが、今ここで内訳までは手元に資料がないのでわからない状況です。報告の中に不法投棄されてましたっていうものが載ってくるので、そこで例えば、バーベキューの炭が捨てられたとか、お肉とかのパックが捨てられていたとかであれば想像がつくかもしれないんですけど、バーベキューに関してだけ特出しして集計していないので、わか

らないというのが実態でございます。

(委員)

そこだけ分けるっていうふうにしてないと確かにわからないと思います。バーベキューをする場所ってというのはすごく自然が綺麗で豊かなところにごみを捨てていくということは、河川と近い場所で今度それがいろいろな健康上の問題にも関係してくる。県で把握してないっていうことがあれば、県外ですごくそういう事例が今増えているってことをよく聞いてますので、そういうものもないっていう状況なんですか。

(事務局)

以前にいた事務所では河川敷で多少そういうことが見られた所がありました。ただ、河川の管理をしてる市町村や県でそういった所で、例えば侵入防止をするとか、看板を置くことで、そういうことはほとんどなくなったというようなことを聞いたことはあります。

そこでやる行為自体が禁止されてないのであれば問題がないので、持ち帰ってもらうことを啓発していくことが必要と感じています。特段バーベキューで問題になったという話は今のところあまり聞いていないという状況です。

(委員)

それなら安心しました。今後増えることがあれば、やっぱりこれについての件数をしっかり把握して報道機関に流して抑制することは必要だと思いました。

(4) 同計画の目標設定について

<加藤補佐>

資料4 (同計画の目標設定についてP1～P3 一般廃棄物説明)

(部会長)

先ほどご説明いただいた内容でやはり気になる部分は、再生利用率や1人当たりのごみ排出量について、第4次に比べるとその実績を踏まえてより現実的という設定をされているふうには思います。委員の皆様ご意見ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

(委員)

資料1 ページ目で第4次を見ると平成30年を基準として令和3年度から7年度までの5年間の数値目標だったんですけど、今回は令和4年度基準で12年度オンリーで目標値を立てるという、そこを大きく変えたということですか。

(事務局)

資料4の1ページのところの表ということですよ。これは国の基本方針となります。国の基本

方針が示されたのが早かったことから、示された当時は令和4年度しか出てないことからその4年度に対して、令和12年の目標ということで目標を立てています。県は、来年度からの5ヵ年の計画を立てることから、基準年を今最新である令和5年度をもって来年からの計画を5年間立てていくということにしております。

(委員)

なるほど。ということは、スタンスとしては第4次計画と同じような感じですか。

(事務局)

そうなります。これは国の計画でその年度ごとの計画はこの表のところにはないんですけども、県の方は最終年度の令和12年度の目標を立てて、その目標で良ければ途中のところは、それに沿った形で年次目標を設定していくと考えております。

(委員)

わかりました。何か4次と5次で目標の立て方、基準年度や目標年度が違うと思ったがそういうわけではないということですね。理解できました。

(委員)

3ページのところですが、①の2の目標値のところですが、指定ごみの未導入のところですが、私は上野原市に住んでいますが、以前上野原市でもこの指定ごみの導入ということで1度話はあったかと思うのですがそれが自然と消えてしまったというようなふうに私は感じています。県の方からこれまでも指定ごみの導入について、市の方に対して何か指導というか話があったのかどうかということと、上野原市はやっと分別がだんだん始まってきているのが現状なんですけれども、そのことについても分別の方法等とか、やっぱり市の方に対しての何かご指導とかっていうのはあるんでしょうか。

(事務局)

やはり指定ごみの袋を用いるとか、ごみの有料化をすると排出者側も削減をするという意識が働きます。私どもとしましては、一般ごみについて市町村に指定ごみ、または、ごみ有料化というのをお勧めしている状況でございます。

分別の徹底のところも、「分ければ資源、混ぜればごみ」ということもございますけれども、まず排出する段階で、できるだけ分別を進めることが再生利用率を向上する第一歩だと思っています。また、処理施設においてもできるだけ選別とかをしていただいて、資源を回収していただくことが必要だと思います。そういったことは、この総合計画も含めて市町村の方にも意識を持ってもらって取り組んでもらえるようお願いをしているところでございます。

あと、参考情報ですけれども上野原市さんは将来的にはごみ処理施設の統合もございますので、2

年程度をめどに指定ゴミ袋の導入に向けて努力してくださっているようですので一応参考までということ。

(委員)

強化する対策としてリサイクルステーションの普及と啓発っていうことを挙げていらっしゃるすよね。その他にやっぱり高齢化社会への対応っていうことを掲げていらっしゃいますが、やっぱり自治会の回収ってこれからどんどん減ってくと思います。いろいろな問題が現に出ています。ところが、市町村によってはこのリサイクルステーションをすごくきちんとやっていて、甲斐市なんかは素晴らしく進んでおります。

残念ながら私のいる甲府市はとても酷い状況です。皆がいつ出してもいい、資源ごみの日の1ヶ月に1回のその日しかできないっていうことがそもそもいけないんだと思うんです。やっぱりみんながごみを出したいと思うリサイクルステーションを作るってことはお金がかかっても、絶対必要だと私は本当に思っています。甲斐市の方は本当に見ていると羨ましいくらい頻繁にいらっしゃって、きちんとやっています。再利用のためには本当にリサイクルステーションの普及がものすごく必要なのでそこを県としても力を入れて市町村、特に甲府市に指導してください。お願いいたします。

(事務局)

おっしゃる通りで、市民の方が出しやすい環境を整えるということがとても重要なことだと思いますので、知っていただく、そして出しやすい機会を設けるということで、市町村共々いろいろな他の市町村の先進事例等を共有しながら勉強を進めているところですので、引き続きこの総合計画を作るにあたって改めて、そういった情報を共有する中で市町村の取り組みを促していきたいと思っております。

(委員)

3ページ目の強化する対策のところであと何か入れるとしたら、各主体との連携として例えばNPO、NGO、事業者さんとの連携というのを入れておいてもいいのかなと思います。

あと、プラスチック資源循環促進法がスタートしておりますので、プラスチックごみ対策のところにプラ新法関係のことも入れといていいのかなと思っております。各主体との連携とプラ新法の話が入るかなと。

建設残土というかそこで発生する土は廃棄物ではないってことなんで、あえてそこは入れても入れなくてもいいと思います。言って寝た子を起こさないっていう意味で入れなくてもいいですけども。あと、目標値のところでは指定ゴミ袋未導入の4市町村、上野原市、西桂町、忍野村、小菅村ってあるんですが、例えば甲府市は指定ごみ袋導入してるんですけどもそこに手数料を上乗せしてない。本当にプラスチック袋代だけなので、指定ごみ袋を導入してるけれど、手数料を取ってないところも、取ればいいと言ってあげれば市民及び市議会議員の方は毎年とらない方が良くと言っ

ている。私は甲府市の委員もやっていますので。取ればいいって毎年言っても、そこに出席してくださる市議会の方がうちの方針としてこれでもいいと言ってます。情報提供ですが。

(事務局)

まず、指定ごみ袋とごみの有料化っていうのがちょっと異なっているので、先ほどおっしゃっていただいたとおり、甲府市はその通りということで、現在県内でごみの有料化をしているところは11市町村あります。県といたしましても、やはり排出者側の排出を抑制するためにも重要なことだと思いますので、引き続き呼びかけをしていきたいと思います。

あと残土の関係は盛土規制法で残土捨て場等そういったところの規定もございますので廃棄物からは除いております。委員がおっしゃった通りの状況でございます。

(委員)

今県がこの計画を立てて市町村におろして、それが市町村によってそのリサイクルステーションがうまくいってるとかここに課題があるとか、自治体の中でもその反応や成果の温度差があると思います。県はどこまで強くいえる立場でそれが効果として見えるのか。その関係性を全く知らないのでも上手くいってるところと上手くいってないところは、それぞれの自治体の何かいい策があるからそうなっているのか。県がうまく強く押しているからなのか。可能な範囲で教えていただけますか。

(委員)

団体が所属しているのは富士川町です。リサイクルステーションは確か山梨県の補助金のようなものを通じて、設置したと伺っています。上手くいってる他の自治体さんが、県の補助や国の補助があるとか、一般財源で立ててますということなのか、私たちは委員として理解を深めていく必要があります。あそこだからいいよねで終わりではなくて、その構造上何かよい条件が整うものがあるなら私たちもそれを理解してみることが大事だと思うんです。最初の質問としては県がどこまでそれぞれの自治体に強くアプローチというかプッシュというか権限があるのかっていうのを理解したいので可能な範囲で教えてください。

(事務局)

おっしゃる通りですね。市町村ごとにだいたい取り組みの内容も違ってまいります。それに伴い再生利用率で見ると、国で公表しているんですが市町村ごとの数値に開きがあります。県がどこまで市町村に指導や働きかけができるかということなんですけども、法律上一般廃棄物の処理責任は先ほども説明させていただいた通り市町村です。事業者さんが負担をするにしても最終的な処理責任は市町村ということです。

今は地方自治の時代ですので、市町村と県と役割を明確にしながら行政を行っているのでも、一般廃棄物の処理自体は市町村が計画を立ててしっかりとやっていかなければならない責任があつて、

そこに県が何か強い指導権限があって指導できるということではありません。ただ、こういった総合計画を立てる中で市町村が進むべき道というのを県としても市町村の意見を聞きながら示しつつ、市町村の取り組みを促していくということでやってきております。ただ、お互いいろいろ難しい面もあるとは思いますが。県と市町村の関係はそういった状況でございます。

(部会長)

自治体さん同士の間での情報共有や連携ということはもちろん密にしていってほしいということでしょうか。

(事務局)

そうですね。一般廃棄物であれば今3つのブロックに県内を分けて事務組合が立ち上がってごみの処理を共同でしていこうとか。あと、県内全体の市町村と事務組合さんが集まって勉強会をしていたりして非常に横の繋がりはあると思います。

(部会長)

当県の審議会の方にも上がっていくことになると思いますので、情報だけ確認させていただきたい。やっぱり数字として少し第4次から現実味に振ってる部分で再生利用率のところがあると思うんですが、これは山梨県の現状を踏まえてであると思うんです。

全国平均に比べると山梨県の再生利用率は苦戦する背景は何にあるのかということは、わかる範囲で何か山梨県独自の状況があれば確認しておいた方がいいかなと思うんですけども。逆に言うとその山梨県としてこの再生利用率をなかなか大きく改善する、例えば国は6%や7%の改善をさらに上げようとしてるようなところにおいて、やっぱり山梨県は独自のこういう状況があるので難しいとかやはりその余地がどうも現状としては難しい等の情報は整理しておいてもいいかなと思ったんですが。

(事務局)

次回までにご提示できるようなことがあればさせていただきたいと思います。国の方もサーキュラーエコノミー等いろんな取組をする中で、他の優良市町村の例とかを地方自治体の方に戻してはくださってるんですけども、本当に高いところを見てもなかなか真似できない。そして、長い時間をかけて非常に努力しているというような状況もあるので、ちょっと上を見る形の参考例とかを市町村とも共有しながら勉強していきたいと思いますので、また次までの宿題にさせていただきます。

(委員)

私も今部会長がお話したことで、質問させていただこうと思ったところであります。それで排出量5%削減を令和12年の目標としているにもかかわらず、また再生利用率を上げていこうという計画をしているにもかかわらず最終処分量をそのまま継続、変えないで現状維持です。廃棄物の処理

量が減っているのに、最終処分の処理量が現状維持っていうのはちょっと寂しいかなっていうところは感じるところであります。廃棄物が減るんであれば、本来であれば最終処分量も減ると思うので、尚且つ再生利用率の率を上げていこうというのであれば、減っていくのが普通ではないのかなっていうことをちょっと感じたので意見として言わせていただきます。

（事務局）

今おっしゃっていただいたことは数値から見ると、ちょっとバランス的にももう少し最終処分量が、例えば焼却するんであれば減量化で1割程度になるのでそういったことも加味したらどうかということだと思います。この数字の出し方について更に検討し、この目標をもう少し高いところに持っていけるのか等について今ご指摘を踏まえてもう一度検討をさせていただき、次回お示ししたいと思います。

<石井補佐>

資料4（同計画の目標設定についてP4～P5 産業廃棄物説明）

（委員）

集計方法でR12と書いてあるところがございます。これは産業界にゆだねてるとこうなるといいうことで、プラスそこに何か県としての取り組みを入れたら、もうちょっと減るかもしれないということとは推計するにあたって入れてないということですか。

（事務局）

基本的に、過去の指標の伸び率等を入れて予測をしております。それに対して、目標値をどうするかということで目標値を設定してます。ここは単にどのぐらいの推計でどのぐらいの排出量になるかそういうことを示しています。

（委員）

この一般廃棄物とは目標値でいいかもしれないんですけど、産業廃棄物では予想値みたいな感じのニュアンスなのかな。

（事務局）

12年度における予測値です。

（委員）

予測値で目標値を立ててオッケーなんですか。

（事務局）

そこから努力してどうなるかっていう数値を目標としています。

(委員)

目標値イコール、ほっといてもというか産業界にゆだねてもこの数値にはなると思われます。単なる予想値にとどまっています。何か目標値だからもうちょっとそこよりプラスアルファで減らしますよっていうと目標値になるのかなと思うんですよ。予想値ぐらいで設定してもいいものでしょうか。

(事務局)

4 ページ目のところには予測値を書いてありまして、5 ページのところはその予測値を用いて目標値を設定している形になります。5 ページ目グラフをご覧くださいと、黄色が予測値で計画の目標値はものによって抑えて計画を立てましょうということです。4 ページはあくまでも、このままの推計でいくようになりますよ。5 ページ目がそれに対して目標をこうしますという内容です。

(委員)

了承しました。

(部会長)

将来推計のところには、各業界あるいは企業さんの削減の努力とかそういうものも加味されているものなのか、或いはもうそういうものは加味されていないのか教えて下さい。やはり技術的にもいろいろ進展はされまして、国全体でやはりこれまで取り込めますので、基本的にやっぱりそういう努力はされていくと思うんですけども。

(事務局)

そういった努力はされています。これまでの値を推計していったるので、直接数字的にこの値が努力の値とかはないんですが、そういった努力された数字の中の推計値ということで大きくとらえれば含まれてると思われます。

(部会長)

概ねコロナ中からやはり最終処分量或いは排出量は増えてきているという前提の上での、令和 5 年度も視野に入れながらの 12 年度の現実的な目標設定ということなんだろうなとは思いますが。

(事務局)

1 点資料の修正をお願いします。5 ページの①の排出量ということでは将来設計の一番下から 2 行目の将来設計の 107 万 2000 トンから 1.6%減とありますが、正確に言いますと令和 5 年度の 165 万トンから伸び率を 1.6%に抑えるという表現でお願いいたします。

(部会長)

ページ5 ページの①排出量の下から2行目のところだと思いますが、令和5年度の1650トンから1.6%に抑えますよとそういう考え方に修正ということになります。

(部会長)

議題としては飛ばしました(3)基本方針についてという資料3の件もございましたが、これにつきましては時間がきますのでいかがでしょう。メールベースで、皆様方からもしご意見等ございましたら県の方に集約するような形を取りたいと思います。県の方もそういう形でよろしいでしょうか。

(事務局)

よろしくお願いします。

(部会長)

それでは資料3の説明はございませんが、ご覧いただくと概ね現時点での基本方針がまとめられているものでございます。これにつきましてご意見等ございましたら、お手元に届いているメールへの返信の形で結構でございますので、ご意見をいただいて共有した上で県の基本方針の策定に反映していただければと思います。そのような形で皆様よろしいでしょうか。期限についてはいつごろまでが現実的でしょうか。

(事務局)

会議が終わって2週間後でよろしくお願いします。本日が10日ですので9月24日をめどに資料3についてご意見等ございましたら、県の方にいただければと存じますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(部会長)

それでは、時間がかなり押してしまいましたが以上をもちまして本日予定していた議事、各資料3を除きまして終了いたしました。

続きまして次回の部会について事務局の方からご説明どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

本日、委員の先生方からいただいたご意見を参考にいったん整理をした上で、次回の部会では素案に対する検討をお願いしたいと思います。

日程につきましては11月中旬を予定しておりますが、また改めて日程調整のご連絡をさせていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、令和7年度、山梨県環境保全審議会、第1回の廃棄物部会を終了いた

します。どうもありがとうございました。

終了